

# さわやかちば県民プラザ関係資料

教育振興部生涯学習課

## 目 次

1	さわやかちば県民プラザの概要	1
2	さわやかちば県民プラザと周辺の地図	3
3	さわやかちば県民プラザの設置根拠	4
4	さわやかちば県民プラザの主な事業	6
5	さわやかちば県民プラザ 施設別稼働率	8
6	さわやかちば県民プラザの経過	9
7	中央教育審議会答申概要	10
8	さわやかちば県民プラザ 地域別サンプル調査結果	11
9	さわやかちば県民プラザの用地取得経緯	12

### 【別添】

- ・さわやかちば県民プラザ パンフレット
- ・利用のご案内
- ・さわやかちば県民プラザ建設経過報告

# 1 さわやかちば県民プラザの概要

## 1. 設置目的

県民の生涯学習の振興及び芸術その他の文化の振興に資する。

## 2. 設置根拠

### (1) 根拠法令等

- ・「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(H2. 6. 29)  
第三条『都道府県教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。』
- ・「生涯学習の振興に資するための都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準」(H3. 2. 7文部省告示第5号) 七 事業の具体的内容

### (2) 生涯学習センターを設置している都道府県(平成20年10月現在)

35都道府県(うち、指定管理者制度導入9県)

## 3. 所在地

柏市柏の葉4丁目3番1号

## 4. 開所年月日

平成8年11月15日

## 5. 施設設備等

- (1) 面積 敷地面積 36,499㎡、延床面積 17,091.2㎡
- (2) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階地下1階

## 6. 主な施設

ホール(473席)、アゴラ(広場)、多目的室、県民ギャラリー、料理室、陶芸室、音楽スタジオ、研修室5室(大・中・小)、会議室2室、和室研修室、宿泊室(26室72名定員)ほか

## 7. 利用状況

平成21年度 392,466人

平成20年度 397,670人

平成19年度 397,857人

## 8. 主な事業内容

### (1) 生涯学習情報の収集・提供

- ・生涯学習情報を収集し、インターネット（「ちばりすネット」）で提供
- ・情報提供コーナーや図書コーナーを常設し、県内外の情報や関連図書を収集・提供

### (2) 生涯学習推進のための調査・研究

- ・生涯学習のあり方に関する調査・研究

### (3) 県として行うべき社会教育・生涯学習の講座・研修会の実施

- ・社会教育に関する先導的な講座の開設、県民の学習ニーズに対する施設の提供
- ・「まなびシステム“ちばネット”」を実施し、学習成果を奨励し学ぶ意欲を醸成

### (4) 市町村等の人材育成

- ・市町村職員等を対象とした講座の実施

### (5) 生涯学習に関する相談・助言

- ・電話、面接、メールによる、県民からの相談に応じる
- ・市町村担当者からの企画立案に関する相談に応じる

### (6) 文化・創作事業の実施

- ・東葛飾地域の文化団体が企画・運営を行う「東葛飾文化祭」や吹奏楽の専門家の指導による「音楽ワークショップ」などの実施

※設置までの経緯…別紙「さわやかちば県民プラザの用地取得経緯」のとおり

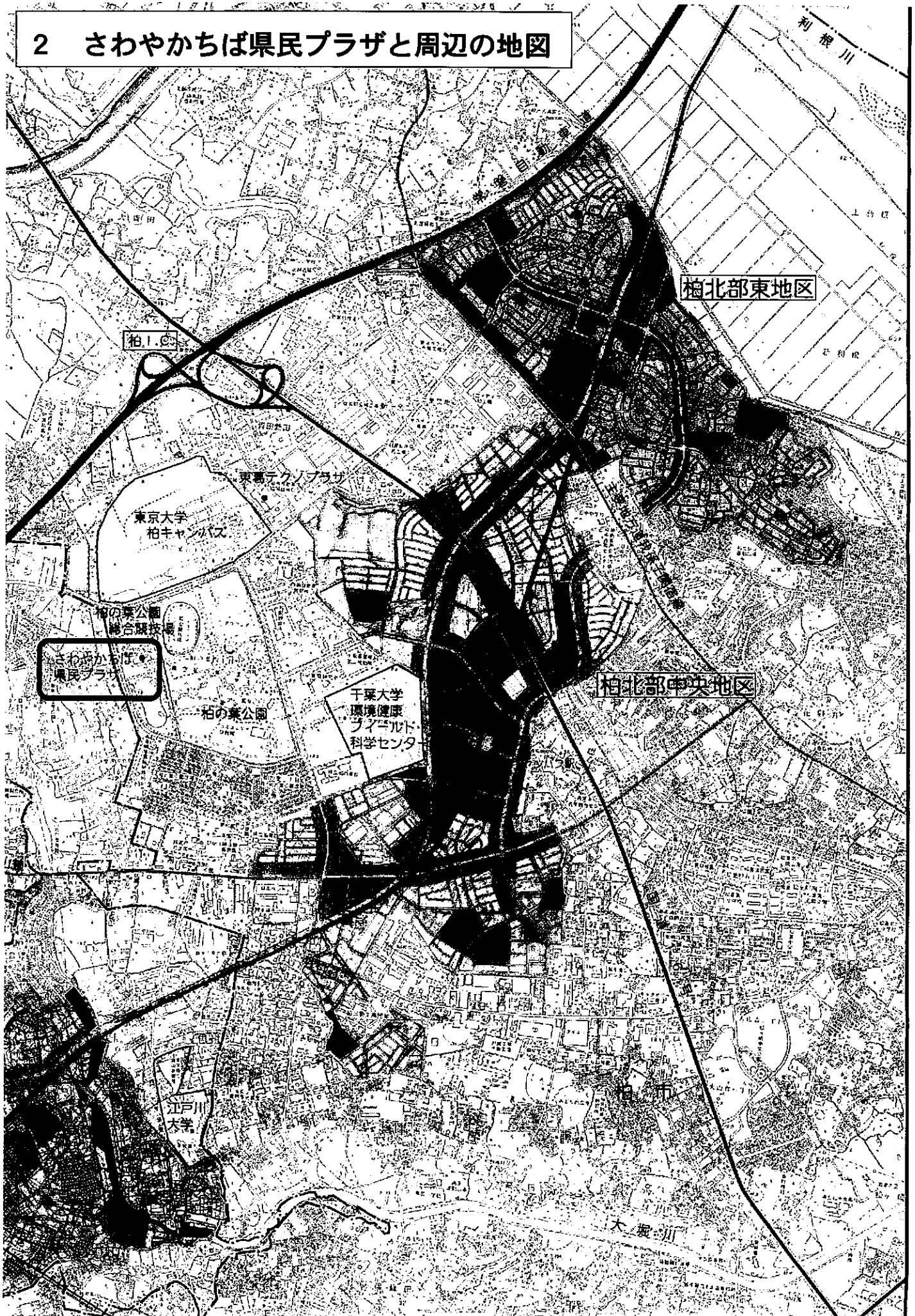
設置後の経緯 …複合施設としてスタート（教育庁・総合企画部・環境生活部）

H15年8月…千葉県環境財団学習コーナー管理室廃止

H18年3月…千葉県女性センターの廃止

H23年1月現在…ちば県民共生センター

## 2 さわやかちば県民プラザと周辺の地図



### 3 さわやかちば県民プラザの設置根拠

#### 1 生涯学習の理念

「教育基本法」(H18.12.22)

第一章 教育の目的及び理念

(生涯学習の理念)

**第三条** 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(社会教育)

**第十二条** 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

#### 2 法律に規定される県の役割

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(H2.6.29)

第三条(生涯学習の振興に資するための都道府県の事業)

都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

- 一 学校教育及び社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。以下のこの項において「学習」という。)並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。
- 三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。
- 四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。
- 五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関して必要な事業を行うこと。

#### 3 文部省が示す県の事業

「生涯学習の振興に資するための都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準」より

(H3. 2.7 文部省告示第5号)

七 事業の具体的内容

法第三条第一項各号に掲げる事業の具体的な内容はおおむね次のとおりである。

##### (1) 学習情報の収集、整理及び提供

住民の学習及び文化活動の機会に関する情報を収集し、住民の利用の便宜に即して整理を行い、様々な方法で住民に対して提供すること。また、学習する意欲を有する住民の学習に関する相談に適切に応ずること。

##### (2) 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関する 調査研究

住民の学習に対する意欲、学習の機会の内容方法等学習に対する需要について調査し、必要な学習の機会の在り方について研究すること。

また、都道府県、市町村及び公民館等の機関において実施されている住民の学習の成果の評価の実態又は評価の結果を地域における住民の学習に関する指導者及び助言者の採用又は登録の参考にするなど評価の活用の実態について調査し、その在り方について研究すること。

(3) 地域の実情に即した学習の方法の開発

住民の年齢構成、学習に対する需要、当該地域の地理的事実等の諸条件に適合した学習のカリキュラム、教材、指導方法等を開発すること。

(4) 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修

住民の学習に関する指導者及び助言者を広く対象として、生涯学習の振興のための施策、住民の学習に対する需要、学習機会の在り方、学習の成果の活用等に関する研修を行うこと。

(5) 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体相互の連携に関する照会、相談への対応及び助言その他の援助

学校、公民館、博物館、美術館、体育施設等の学校教育、社会教育及び文化に関する機関及びPTA、青少年団体、文化団体等の学校教育、社会教育及び文化に関する団体の相互の連携を図るため、関係者からの照会及び相談に応ずること、また、必要な助言、あっせん、事例集の作成、連携のための協議の設定等の援助を行うこと。

(6) 社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業

社会教育のための高度で体系的な講座の開設、法第三条第一項第三号の事業により開発されたカリキュラム、教材、指導方法等を導入した先導的な講座の開設、住民の各種の学習に対する施設の提供、生涯学習に関する集会の開催等を行うこと。

## 4 教育機関設置条例

### 第一条の二（目的）

さわやかちば県民プラザは、県民の生涯学習の振興及び芸術その他の文化の振興に資することを目的とする。

### 第一条の四（業務）

さわやかちば県民プラザは、次に掲げる事業を行う。

- 1) 生涯学習に係る活動及び芸術その他の文化に係る活動（以下「生涯学習活動等」という。）のための施設の提供に関すること。
- 2) 生涯学習活動等に関する情報の提供に関すること。
- 3) 生涯学習活動等に関する講座、研修会等の開催に関すること。
- 4) 生涯学習に係る相談に乗ること。
- 5) 生涯学習の振興に資するための調査及び研究に関すること。
- 6) 前各号に掲げるもののほか、さわやかちば県民プラザの目的を達成するために必要な事業

## 5 市町村の役割

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(H2. 6. 29)

### 第十一条（市町村の連携協力体制）

市町村（特別区を含む。）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めるものとする。

## 4 さわやかちば県民プラザの主な事業内容

### (1) 生涯学習情報の収集・提供

- ・県内外の生涯学習に係る情報を収集・提供

#### 【趣旨】

県全体における生涯学習を一層推進するために、県民が様々な学習機会を幅広く選択したり、自主的な学習活動を進めることについて援助を行うことが大切である。市町村の枠を超えてでも、自ら学ぶ機会を得たいという県民のニーズが高まっている中で、県内外の生涯学習情報を収集し迅速に提供する。

#### 【現在の事業例】

- ◆情報提供コーナー：県内外の生涯学習に関する刊行物や、施設・県内で行われるイベント等の最新の案内などの情報を収集・展示し、問合せに応じる。
- ◆生涯学習システム整備事業：生涯学習情報提供システム（ちばりすネット）を通年稼動している。インターネットを利用できる環境にある県民は、県内どこにいても、市町村では収集できない県内外の生涯学習情報を迅速に得られる。  
※ 21年度アクセス数 842,793 件  
※ 21年度掲載情報数：学習・イベント情報 2,738 件、講師情報 1,204 件、サークル・団体情報 722 件
- ◆図書コーナー：県民の学習活動に必要な書籍のみならず、県内外の生涯学習関連書籍や市町村の生涯学習関連刊行物を収集し、閲覧、相談等に応じている。

### (2) 生涯学習に関する相談

- ・市町村の企画立案に関する相談
- ・県民のニーズに応じた相談

#### 【趣旨】

市町村の企画立案に係る相談は、県が行わなければならない重要な業務である。また、個人や各団体の学習に係る相談に応じることは、学習の場を提供するうえで欠かせない。

#### 【現在の事業例】

- ◆相談事業：市町村等の担当者からの相談に応じ、市町村における生涯学習振興の支援を行っている。また、相談者が最も必要としている情報を、収集した豊富な情報の中から迅速に提供している。  
※ 21年度相談数：384 件

### (3) 生涯学習推進のための調査・研究

- ・県及び市町村等の指標、資源となる調査・研究の実施
- ・先導的事業の実施

#### 【趣旨】

情報提供、相談事業、県内行政職員及び団体リーダーを対象とした研究事業等の展開の基礎となるとともに、県及び市町村生涯学習振興の指標、資源となることを目的とする。

- ◆調査研究事業：「高校生のためのボランティア体験講座」（高校生が自分の生き方を見直し生涯学習とボランティア活動に関する理解を深めるとともに、今後様々なボランティア活動に取り組む動機づけとするための講座）についての調査・研究を実施。



#### (4) 市町村等の人材育成

- ・生涯学習に取り組む人材育成
- ・市町村の各種指導者の育成

##### 【趣旨】

現在、市町村での社会教育担当者は減少しており、単体での養成研修は難しい。しかし、生涯学習を推進するためには、多様な学習活動について指導・助言を行う者の役割が欠かせない。このような人材の確保や資質の向上を図るため、全県を視野に入れた講師陣や県立図書館等の生涯学習施設、高校、大学等との連携・協力により、ボランティアを含めた生涯学習に関する指導者・助言者の養成・研修を行い、市町村の生涯学習推進を支援する。

##### 【現在の事業例】

- ◆社会教育・生涯学習推進講座：県内の行政職員やボランティアコーディネーター、教職員等を対象とし、国や県の動向を踏まえ、課題解決や資質向上を図るための講座を開催している。異なる地域・職種間のネットワークづくりの一助ともなっている。
- ◆読み聞かせ・朗読養成講座：読み聞かせの効果と必要性を理解し、絵本の選び方、語り方の基本、子どもが楽しめるプログラム、読書指導との関連等を学ぶ講座。「読書県ちば」の推進や、県立図書館など県内各施設との連携の促進、生涯学習の基礎力養成に重要な役割をもつ読書推進のための体制整備を図る。

#### (5) 県として行うべき講座・研修会の実施

- ・各種団体、機関、学校、行政との連携・協働等先導的内容

##### 【趣旨】

各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった「知の循環型社会」を構築するためには、学習機会とともに、成果を活かす場の提供が重要である。学習成果を発表する場合は市町村単位でも増えてきているが、市町村の枠を超えて多くの県民に自分の学習成果を見てもらうことは、学習者の意欲をさらに喚起することにつながる。

##### 【現在の事業例】

- ◆まなびシステム「ちばネット」：「まなびシステム手帳」を作成・配布し、生涯学習奨励賞の交付を行っている。個人の目標設定の支援・奨励を行うことで、県民が生涯学習を継続的に行う意欲を醸成し、生涯学習社会の推進を図る。  
※ 21年度末累計登録者数：1,748人
- ◆東葛飾文化祭 in 県民プラザ：東葛飾地域6市の様々な文化団体(平成21年度は119団体)が一堂に会し発表を行う。企画・運営は参加団体が運営委員会を立ち上げて行っているが、このような事例は少なく、地域文化の振興と生涯学習の推進に寄与するだけでなく、市民文化活動推進のためのモデル事業としても県下に発信できる。  
※ 21年度延べ参加者数：21,827人
- ◆音楽ワークショップ：吹奏楽経験のある県民を公募して吹奏楽団を結成し、専門家の指導のもとで練習を積み、演奏会を行う。芸術文化活動を支える人材の育成を図るとともに、県民に吹奏楽を鑑賞する機会を提供し、参加型の芸術文化活動を促進する。  
※ 21年度延べ参加者数：1,138人  
※ 21年度演奏会(2回)延べ鑑賞者数：2,355人

## 5 さわやかちば県民プラザ 施設別稼働率

部屋名	平成17年度(%)	平成18年度(%)	平成19年度(%)	平成20年度(%)	平成21年度(%)
平均	67.06	64.05	56.67	54.40	51.57
ホール	75.17	68.33	50.83	51.00	52.30
多目的	75.17	68.33	50.17	49.67	46.71
楽屋1	42.28	36.67	30.23	28.33	29.28
楽屋2	45.97	39.67	31.56	28.67	31.25
楽屋3	41.95	39.67	31.89	29.33	31.91
(パソコン)	96.31	92.33	78.74	80.00	79.93
(マルチ)	95.30	90.67	72.43	89.00	74.67
(語学)	7.05	9.67	9.63	-	-
ビデオ	35.91	20.67	6.98	5.67	4.93
手工芸	43.96	45.67	38.87	34.00	38.82
絵画	40.27	42.00	38.54	39.00	42.76
料理	36.24	35.00	29.90	17.33	16.45
陶芸	97.99	97.67	95.35	91.33	87.17
生活実験	20.47	17.00	12.96	8.67	12.17
音スタ1	95.97	98.33	94.35	92.33	94.08
音スタ2	98.66	98.00	94.35	93.33	95.07
音スタ3	95.30	96.67	94.02	91.67	91.12
大研	71.48	66.67	61.46	59.33	60.86
中研1	77.52	80.67	69.44	67.33	65.13
中研2	80.87	73.67	61.79	62.33	61.18
小研1	86.91	82.33	68.77	63.00	65.46
小研2	87.58	85.00	77.74	77.00	73.36
和室研	40.60	36.00	30.90	28.67	27.30
会議1	80.20	81.33	75.08	69.00	70.72
会議2	90.60	89.67	81.73	83.67	80.59
スポーツ広場	21.48	24.33	15.28	13.67	10.20
県民ギャラリー	83.89	69.33	75.75	59.00	68.75
回廊ギャラリー	79.53	72.00	64.78	65.33	59.87
フィットネス	100.00	100.00	100.00	100.00	23.36
宿泊室	28.72	26.24	26.68	29.68	25.08

※各施設の稼働率: 利用のあった日数 ÷ 開所日数 × 100  
 ※宿泊室の稼働率: 利用部屋数 ÷ 利用可能部屋数 × 100

## 6 さわやかちば県民プラザの経過

- 平成2年1月 ・中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」
- 平成3年3月 ・「さわやかハートちば5か年計画」
- 平成4年2月 ・「生涯学習推進センター（仮称）等複合施設基本構想」  
策定
- 平成6年2月 ・建築実施設計及び用地取得完了（用地は旧米軍柏通信  
跡地に「東葛飾地域の活性化の拠点施設」として、  
旧大蔵省から購入）
- 平成8年6月 ・建築工事竣工
- 10月 ・「千葉県さわやかちば県民プラザ設置管理条例」制定
- 11月 ・期間設置（11月1日）、開所（11月15日）  
・財団法人千葉県社会教育施設管理財団に管理委託
- 平成15年3月 ・千葉県環境財団環境学習コーナー管理室の廃止
- 平成18年3月 ・千葉県女性センターの廃止  
・「千葉県ちば県民プラザ設置管理条例」廃止
- 4月 ・「教育機関設置条例」の一部改正  
（さわやかちば県民プラザを追加）  
・県直営に変更
- 8月 ・「ちば県民共生センター東葛飾センター」開設
- 平成20年4月 ・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づ  
くり条例」に基づく柏市域内相談窓口の開設

## 7 中央教育審議会答申概要(平成20年2月)

社会の変化に対応した  
総合的な知の必要性

地域の社会構造の変化

### 教育基本法の改正

「生涯学習の理念」(第3条)、「家庭教育」(第10条)、  
「社会教育」(第12条)、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」(第13条)

新しい時代に対応した自立した個人や地域社会の形成に向けた  
生涯学習振興・社会教育の必要性・重要性

学習成果の活用

国民一人一人の生涯を通じた  
学習への支援

個人の要望 + 社会の要請

- 変化に対応し、社会を生き抜く力  
 (「生きる力」等)の育成  
 -学校外の活動プログラムの検討の充実
- 多様な学習機会、再チャレンジ可能な  
 環境の整備、相談体制の充実  
 -生涯学習プラットフォームの形成
- 学習成果の評価の通用性向上  
 -検定試験の質保証の仕組みの検討 等

「**知の循環型社会**」の構築

社会全体の教育力の向上

学校 + 家庭 + 地域

～地域の課題・目標の共有化～

- 身近な地域における家庭教育支援  
 -きめ細かな学習機会・情報の提供、相談対応
- 学校を拠点に地域ぐるみで子どもの  
 教育を行う環境づくり  
 -学校支援の仕組みづくり、放課後の居場所づくり
- 社会教育施設等のネットワーク化  
 -公民館、図書館、博物館等の活用
- 大学等との連携 等

新たな学習の需要

### 新たな施策

#### <制度>

##### ○社会教育関係三法の改正

- ・教育委員会の新たな役割の明確化(学校支援活動や家庭教育支援等)
- ・司書及び学芸員等の資格要件の見直しと研修の充実 等

#### <事業による仕組みづくり>

##### ○地域ぐるみで子どもの教育を行う環境づくり

- ・放課後子どもプラン、学校支援地域本部事業の推進

##### ○学習成果の評価の仕組みづくり

- ・民間事業者が行う検定試験等に関する評価の客観性や質を担保する新たな仕組みづくり 等

## 8 さわやかちば県民プラザ 地域別サンプル調査結果(平成18年度)

利用者居住地	貸館利用件数	率(%)	主催事業利用人数	率(%)
東葛飾地域	6,692	89.6	4,910	88.5
東葛飾地域以外	778	10.4	635	11.5
合 計	7,470	100.0	5,545	100.0

※東葛飾地域(松戸、柏、野田、流山、我孫子、鎌ヶ谷の6市)

【内訳】

区 分		貸館利用件数(件)	利用率(%)	主催事業利用数(人)	利用率(%)
県 内	松戸市	538	7.2	145	2.6
	柏市	3,557	47.6	3,092	55.8
	野田市	364	4.9	165	3.0
	流山市	1,666	22.3	1,406	25.4
	我孫子市	561	7.5	75	1.4
	鎌ヶ谷市	6	0.1	27	0.5
	(東葛飾小計)	6,692	89.6	4,910	88.5
	東葛飾地域以外	366	4.9	615	11.1
(県内小計)	7,058	94.5	5,525	99.6	
県 外	412	5.5	20	0.4	
合 計	7,470	100.0	5,545	100.0	

## 9 さわやかちば県民プラザの用地取得経緯

○昭和48年 日米安保協議委員会「合衆国軍施設整備統合計画」発表

米空軍柏通信所跡地返還の動きが始まる。

○昭和51年2月 「米空軍柏通信所跡地利用促進協議会」設置

県と地元8市町は、この地域の都市整備との関連性を考えた生活基盤施設などの整備が最重要課題であるとして、促進協議会を設置した。

○昭和51年6月 国有財産中央審議会答申（三分割有償式）

国有財産中央審議会答申により、跡地を次のようにした。

(1) 地元地方公共団体等が利用する（3分の1）。

地元地方公共団体を含め関係機関相互間で十分意見の調整を図る外、当該返還財産を含む周辺地域の利用計画との整合性が求められた。

(2) 国、政府関係機関等が利用する（3分の1）。

(3) 当分の間処分を保留する（3分の1）。

○昭和55年 促進協議会「地元利用計画」決定

地元にとって緊急に整備を要する広域都市公園と、高等学校2校と、小学校1校の合計54haを地元利用施設分とすることで合意した。

○昭和57年 国有財産中央審議会から大蔵大臣に答申

促進協議会の「地元利用計画」のとおり認められた。

○平成6年2月 旧大蔵省から用地購入

現在の「さわやかちば県民プラザ」は、利用計画の高等学校1校分を変更して設置されたものである。

※○土地利用計画の段階から、周辺市町が加わり土地返還に至っている。

○施設は、東葛飾地域の活性化の拠点施設として設置したものである。



施設の在り方の大幅な変更は、慎重な地元対応が必要となる。